

香川県動物愛護推進員を募集します！

香川県では、動物愛護管理に対する正しい理解や熱意、活動実績がある方などに「香川県動物愛護推進員」を委嘱し、動物の正しい飼い方に関しての自主的な啓発活動や、県の施策の推進にご協力をいただいています。

下記のとおり香川県動物愛護推進員を募集しますので、皆様のご応募をお待ちしています。

★応募資格

県内（高松市を除く。）にお住まいの方で、次の（1）～（4）のいずれかに該当する方

- （1）動物を適正に飼養し、動物の飼養等について地域の模範となる方
- （2）地域の実情に精通し、動物の愛護と適正な飼養の普及啓発に熱意と識見があり、動物の愛護管理に関する活動実績のある方
- （3）動物に関する知識を有する方（獣医師など）、動物取扱業者等で現に飼育動物を扱っている方
- （4）学校飼育動物を通して、動物の愛護と適正な飼養に努めている教員

※高松市においても同様に、「高松市動物愛護推進員」の募集が行われますので、高松市内にお住まいの方は、高松市保健所生活衛生課（電話 087-839-2865）までお問い合わせください。

★主な活動内容

- 動物の愛護と適正な飼養の重要性について、県民の理解を深めること
- 動物がみだりに繁殖することを防止するための措置（不妊去勢手術など）に関して助言をすること
- 動物に適正な飼養を受ける機会を与えるために、譲渡のあっせんその他の必要な支援をすること
- 動物の愛護と適正な飼養の推進のために県や市町が行う施策に必要な協力をすること
- 災害時に県や市町が行う動物の避難、保護等に関する施策に必要な協力をすること

★任 期 令和7年4月1日（火）～ 令和9年3月31日（火）（2年間）

★活動区域 原則としてお住まいの地域を担当する保健所の管轄区域内

★募集人数 30名程度

★応募方法

- ・応募申込書に必要事項を記入のうえ、最寄りの保健所（高松市保健所を除く。）または県庁生活衛生課に郵送もしくは持参してください。
- ・応募動機や推進員として行いたいことなどが記載されていない場合は、選考の対象外とさせていただきます。



★応募申込書の受付期間

令和7年1月14日（火）～ 同年1月31日（金）

★選考結果の通知

選考結果は、令和7年3月下旬頃に、応募した方全員に書面で通知する予定です。

★その他

- ・動物愛護推進員の活動については、謝礼や旅費の支払いはありません。
- ・ボランティア保険への加入手続きは、県が行います。（保険料は県が負担）

★お問い合わせ先

機関名	所在地	電話番号
小豆保健所 衛生課	小豆郡土庄町洲崎甲 2079-5 (香川県小豆総合事務所内)	0879-62-1374
東讃保健所 衛生課	さぬき市津田町津田 930 番地 2 (香川県東讃保健福祉事務所内)	0879-29-8272
中讃保健所 衛生課	丸亀市土器町東八丁目 526 (香川県中讃保健福祉事務所内)	0877-24-9964
西讃保健所 衛生課	観音寺市坂本町七丁目 3 番 18 号 (香川県西讃保健福祉事務所内)	0875-25-4383
香川県健康福祉部生活衛生課	高松市番町四丁目 1 番 10 号	087-832-3179

県民の皆様へ 香川県からのお願い
～人と動物との調和のとれた共生社会を目指すために～

- 香川県の条例では、**犬**を放し飼いしないこと、**猫**はできるだけ室内で飼うことを定めています。また、ペットには飼い主の連絡先などを書いた**迷子札**をつけ、**迷子防止**に努めましょう。
- みだりに繁殖して子犬・子猫が飼いきれなくなることを防ぐよう、**不妊手術（メス）・去勢手術（オス）**を受けさせましょう。
- 犬・猫を捨てることは犯罪です（1年以下の懲役または100万円以下の罰金）。動物は、**飼い主が最期まで責任をもって飼ってください。**
- 飼い主のいない犬・猫にエサをあげると、結果として、飼い主のいない不幸な犬・猫を増やすことにつながります。不妊去勢手術や排せつ物の処理などをしない**無責任なえさやりはやめましょう。**